

# 議員の兼職禁止争点に 政治倫理条例の議論大詰め

議会改革推進会議では政治倫理条例案づくりが佳境に入っています。主な争点は議員の兼職禁止などの行為規範で、11月定例会での議員提案を日指して議論を続けています。

会議は伊藤美都夫議長を座長に10人の委員で構成され、私もその1人です。みのり福祉社会事件や宿泊費問題、さらには谷村議員の騒動など県議の倫理感が問われる問題が相次いだことから、倫理条例は喫緊の課題と考えています。

議員の行為規範を定め、これに反した場合は政治倫理審査会を開催し、議員辞職勧告などできるといのが条例の概要で、行為規範をどうするかが大きな争点になっています。

私はみのり福祉社会事件の反省から、議員は法人・団体等の役員就任を自粛する規定を盛り込むよう訴えて

いますが、理事長等の役職に就いておられる議員も少なくなく、今のところ理解を得られていませんが、議論を重ねて参ります。

公金請求や口利きでの職権乱用の禁止はもちろのこと、セクハラ、パワハラをさせない行為規範も置きたいと思っています。

問題が生じても政治倫理審査会を開けないのであれば意味のない条例となる一

方、数を頼んで少数会派の議員が否定されることがないようにする工夫も必要です。課題は多いものの、ひ

とつひとつ議論の中で解

する方向性を条例は包含し

## 地下水条例 異例の継続審査、慎重に議論 保全と誘致企業の調和課題

「豊かで良質な地下水の持続的な利用に関する条例案」が知事から提案されました。私が副委員長を務める福祉生活病院常任委員会に付託されましたが、知事提案案件では異例ですが、継続審査と致しました。

サントリー、コカ・コーラと大手2社の工場を誘致し、ミネラルウォーターは鳥取県の新しい産業に育ちつつあります。その一方で、豊かで良質な地下水は県民の宝であり、その保全は不可欠です。このような相反

が提出されました。地方自治法では、議会内での言動は除名から戒告まで4段階の懲罰を課すことができま

### 県議会余話

## 谷村県議手紙騒動顛末記

9月議会では谷村悠介議員に対する議員辞職勧告と戒告処分を議決しました。いずれも鳥取県議会では初めてのことです。この件に

谷村議員が葬儀など不祝儀用の包装紙に「窮鼠猫を噛み殺す。合掌」などと印刷して山口県議員に送ったことが騒動の発端です。

谷村議員はこの問題に「脅迫罪に該当する手紙として辞職勧告決議案の上程が議運に諮られました。辞職勧告という重い不利益処

が提出されました。地方自治法では、議会内での言動は除名から戒告まで4段階の懲罰を課すことができま